

6番 林崎竟次郎です。令和2年第3回定例会にあたり一般質問を行います。

地球を覆う新型コロナウイルスパンデミックのなか、人類の大自然への自然環境破壊・乱開発が、地球温暖化を進め、生態系を壊し、野生動物と人間の生存する境界線が無くなり、動物固有のウイルスが人間に感染しやすくなっていると学者・研究者が発言しています。

さて、中居町長を先頭とする町職員の皆さん方の新型コロナ対策、感染防止と町民の命と暮らし、生業・雇用、地域経済を守るための献身的取り組みに心より敬意を表します。

初めに、新型コロナウイルスの対応について伺います。これまで感染者ゼロだった岩手県でも7月に感染者が確認され、8月31日現在19人となっています。当町でも、「新しい生活様式」の実践、感染防止対策

を強めながら、町内の介護施設で働く職員と入居者の中で感染者をつくらないために、施設関係者のPCR検査の実施を検討すべきだと考えます。

また、万が一感染者が確認された場合の検査、隔離、保護・療養の体制構築を関係機関と協議し策定しておく必要があります。軽症・無症状者の隔離、療養場所としてホテルの確保・活用を検討すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、中小企業者等事業継続支援給付金についてですが、岩泉商工会へ事務委託しています。8月末になっても、「町の事業継続支援給付金はどうなっているのか、何の連絡もない」と相談がきます。商工会の会員でない方々へのカバーはどうなっているのか。コロナ禍の終息が見えない中で、小規模事業者にとって継続支援給付金は命綱です。対象者の申請に落ちがないよう、さらに制度の周知徹底を図る必要があると考えますが町長の所見を伺います。

次に、東日本大震災被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除措置の継続について伺います。

東日本大震災から9年6カ月となります。東日本大震災で被災された方の国保医療費・介護保険利用料等の窓口負担の免除が、本年12月末日で打ち切られる予定です。

被災者の状況を見ますと、圧倒的に高齢化が進んでいます。漁業は震災後、水揚げが回復せず、今なお危機的不漁に直面しています。さらに直撃したのが、コロナ禍です。

岩手県保険医協会は令和2年6月29日、4月から6月にかけて実施した、第10回東日本大震災被災者の医療費窓口負担アンケートの集計結果を発表しました。それによると、免除が終了し、医療費の負担が発生した場合「これまで通り通院する」との回答は30.7パーセントにとどまり、「通院の回数を減らす」「通院できない」「分からない」との回答は69.3パーセントに上っています。また、被災された方々の事情

として「肉親や知人・財産の消失、将来への不安から、窓口負担免除は経済面や健康面の他に精神面も支えていること」と分析しています。

このようなことから、当面は窓口負担の免除を継続すべきと考えます。今、県は、免除措置の継続について市町村の意向調査を実施しています。内陸の市町村は前向きな姿勢だと聞いています。被災自治体の当町も継続する方向で取り組むべきと考えますが、町長の所見を伺います。

続いて、台風 10 号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免措置の継続について伺います。

台風 10 号豪雨災害から 4 年が経過しました。台風災害からの復旧復興は小本川、安家川に関連する事業を残しています。消費税が 10 パーセントに増税となり、更にコロナ禍などで生活は苦しくても被災者は頑張っています。被災者で、持病のある方がいる家庭、介護サービスを受けられている方がいる家庭の声を

聞くと、国保医療費・介護保険利用料の減免は凄く助けられていると、心の底から感謝しています。

台風 10 号豪雨災害は山津波です。津波被害の東日本大震災では、県知事が被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除継続に努めています。町長も台風 10 号被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免継続をする必要があると考えますが、ご所見を伺います。

最後に、高校卒業までの医療費助成について伺います。

繰り返しての一般質問になります。8月から医療費の現物給付を中学生まで拡大してから県内市町村では、高校卒業までの医療費助成について大きな変化が起きています。

令和 2 年 2 月現在での高校生までの医療費助成未実施 11 市町のうち、大槌町、二戸市は令和 2 年 8 月から、釜石市は 10 月から、八幡平市は令和 3 年 4 月から、高校生までの医療費助成を拡大することとして

います。

残るは当町を含めた7市町のみとなります。当町でも、実施に向けて具体的な日程を上げた検討をしなければならないと考えますが、町長の所見を伺います。

6番 林崎竟次郎 議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルスの対応についてありますが、新型コロナウイルスは、感染症法の指定感染症に定められ、感染症の発症予防・蔓延防止のための措置は、基本的に都道府県知事または保健所設置市長が実施主体となり取り進めることとなっており、町においては県の指示のもとに対応をすることとなります。

PCR検査については、保健所等が実施するもので、議員御提案の介護施設関係者へのPCR検査の実施につきましては、事態の悪化等により保健所等において適切に判断されるものと考えております。

また、検査、隔離、保護・療養の体制構築

の策定並びに、軽症・無症状者の隔離、療養場所の確保の検討につきましても、措置の一貫として国又は県が主体で進めることになっておりますので、町においては、国や県の指示を受けた場合や意見を求められた場合などの、状況に応じた対応と意見等を行うことになっております。

次に、中小企業者等事業継続支援給付金についてであります。議員御案内のとおり、本事業に係る申請指導などにつきましては、町が岩泉商工会に委託をしているものであります。

事業の申請案内につきましては、商工会が対象となる商工会の会員と商工会が把握する会員以外の事業者に対して、郵送で直接案内をし、対象者すべてに等しく各種の対応が届

くよう努めていただいているところではありますが、今後においても、議員御指摘の事案等がある場合は適切に対応してまいります。

次に、東日本大震災被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除措置の継続についてではありますが、国保財政が厳しい中ではありますが、被災者の住宅再建等の状況を考慮し、県内市町村と足並みを揃えて継続してきたところでもあります。

議員御案内の岩手県保険医協会のアンケート結果において、免除措置の継続を望む被災者の声があることは承知をしているところでもあります。

一方、本年5月末をもって仮設住宅の入居

者がゼロになり、本町における住宅再建は完了したことから、東日本大震災被災者に対する免除措置につきましては、終期を見極める時期であると考えております。

今後、県の考え方や近隣市町村の動向も踏まえ、免除措置の継続については慎重に検討を行い、方向性を定めてまいりたいと考えております。

次に、台風第10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の免除措置の継続についてであります。災害公営住宅への入居や宅地分譲地への移転など、被災者の住宅再建は着実に進んでいると認識しております。

しかし、いまだに仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者の方もおられますことか

ら、今後の復旧復興の状況も見極めながら、慎重に判断していきたいと考えているところでもあります。

次に、高校卒業までの医療費助成についてありますが、子育て支援の一環として、本年8月から医療費の現物給付を中学生まで拡大したところでもあります。

子育て世代では、様々な費用負担が生じている状況は十分に認識しており、高校生がおられるご家庭では、大学等の進学や就職活動など家計への負担は一層大きくなるものと考えております。

高校生が安心して勉学に打ち込める環境を作るために、本町においても、実施に向けて前向きな検討を行ってまいりたいと考えてい

るところであります。

以上で答弁を終わります。